

居宅介護支援事業所ふくろう 重要事項説明書

居宅介護支援事業所ふくろう

* 電話番号 0265-95-1963 FAX 番号 0265-95-1963

(受付時間：月曜日～金曜日 8:30～17:15)

* 上記営業時間外、緊急時は連絡が可能な体制を取っております

1 居宅支援事業所の概要

(1) 事業所の名称、所在地等

事業所名称	居宅介護支援事業所ふくろう
介護保険指定 事業者番号	2072401678
事業所所在地	上伊那郡箕輪町大字中箕輪 7790 番地 20 プチハウス MIKI 1
事業所の通常の 事業の実施地域	箕輪町・辰野町

(2) 事業所の職員体制

区分	人数	事業内容
管理者	1 名	支援事業総括・苦情相談
介護支援専門員	1 名	居宅サービス計画書作成等

(3) 事業所窓口の営業日及び営業時間

営業日	月曜日～金曜日 * 土・日曜日、祝祭日、8 月 13 日～15 日、12 月 30～1 月 3 日は除きます。
営業時間	午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分まで

2 居宅介護支援の内容、提供方法等

(1) 居宅サービス計画の作成

- ① 利用者の居宅を訪問し、利用者や家族から状況などをお聞きするなかで、課題を把握、整理します。
- ② 利用者や家族がサービスを円滑に選択できるよう、サービスの内容や利用料金、サービス事業者の情報を提供します。

- ③ 提供されるサービスの内容、保険給付の対象区分、サービス計画の目標や達成機関などを盛り込んだ居宅サービス計画の原案を作成します。また利用者の関係サービス事業者等が参加した意見交換の会議を主催します。
- ④ 利用者の希望を十分反映した居宅サービス計画を作成し、利用者から文書による同意を受けます。
- ⑤ その他、居宅サービス計画作成に関する必要な支援を行います。

(2) 経過の把握・再評価等

担当者居宅サービス計画作成後も次の事項を行います。

- ① 利用者居宅を1カ月に1回訪問し、ご本人と家族との面談にて、状態の把握に努めます。
- ② 居宅サービス計画の目標に沿ってサービスが提供されるように、指定居宅サービス事業者等との連絡調整を行います。
- ③ 利用者の状態について定期的に再評価を行い、状態の変化に応じて居宅サービス計画変更の支援、要介護認定区分申請の支援等の必要な対応をします。

3 運営の方針

事業所が実施する事業は、利用者が要介護状態になった場合においても、利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるように配慮したものとする。

利用者の心身の状況、その置かれている環境等に応じて、利用者自らの選択に基づき適切な保険医療サービス及び福祉サービスが、多様な事業者から総合的かつ効率的に提供されるよう配慮して行う。

利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立って、利用者に提供される居宅サービス等が特定の種類または特定の居宅サービス事業者に不当に偏することのないよう、公正中立に行う。

事業を行うにあたっては、利用者の所在する市町村、地域包括支援センター、他の居宅支援事業所、介護保険施設等との連携に努めます。

4 利用料金について

(1) 利用料

要介護認定を受けている方は介護保険制度から全額給付されるので、自己負担はありません。

(2) 居宅介護支援費

要介護度区分 取扱い件数区分	要介護 1・2	要介護 3～5
	居宅介護支援費 I 10,860 円	居宅介護支援費 I 14,110 円
介護支援専門員 1 人当たりの利用者の数が 45 人未満の場合		

(3) 各種加算

	加 算	加算額	内 容 ・ 回 数 等
要介護度による区分なし	初 回 加 算	3,000 円	新規に居宅サービス計画を作成する場合 要支援者が要介護認定を受けた場合に居宅サービス計画を作成する場合 要介護状態区分が2区分以上変更された場合に居宅サービス計画を作成する場合
	入 院 時 情 報 連 携 加 算 I	2,500 円	入院の当日病院等の職員に必要な情報提供をした場合 (I)
	入 院 時 情 報 連 携 加 算 II	2,000 円	入院の日から3日以内に病院等の職員に必要な情報提供をした場合 (II)
	退 院 ・ 退 所 加 算 (I) イ	4,500 円	入院等の期間中に病院等の職員と面談を行い必要な情報を得るための連携を行い居宅サービス計画の作成をした場合。 (I) イ 連携1回 (I) ロ 連携1回 (カンファレンス参加による) (II) イ 連携2回以上 (II) ロ 連携2回 (内1回以上カンファレンス参加) (III) 連携3回以上 (内1回以上カンファレンス参加)
	退 院 ・ 退 所 加 算 (I) ロ	6,000 円	
	退 院 ・ 退 所 加 算 (II) イ	6,000 円	
	退 院 ・ 退 所 加 算 (II) ロ	7,500 円	
	退 院 ・ 退 所 加 算 (III)	9,000 円	
	通 院 時 情 報 連 携 加 算	500 円	1 月につき
	ターミナルケアマネジメント加算	4,000 円	24 時間連絡体制を整備し、かつ必要に応じ居宅介護支援を提供した場合
	緊急時等居宅カンファレンス加算	2,000 円	病院等の求めにより、病院等の職員と居宅を訪問しカンファレンスを行いサービス等の利用調整した場合

(4) その他の費用について

① 交通費	利用者の居宅が、通常の事業の実施地域以外の場合、運営規程の定めに基づき、交通費の実費を請求いたします。 (自動車を利用した場合、1km あたり 100 円で積算した額)
-------	---

5 居宅介護支援の提供にあたっての留意事項について

- (1) 利用者は、介護支援専門員に対して複数の指定居宅サービス事業者等の紹介を求めることや、居宅サービス計画に位置付けた指定居宅サービス事業者等の選定理由について説明を求めることができますので、必要があれば遠慮なく申し出てください。
- (2) 居宅介護支援提供に先立って、介護保険被保険者証に記載された内容（被保険者資格、要

介護認定の有無及び要介護認定の有効期間)を確認させていただきます。被保険者の住所などに変更があった場合は速やかに当事業所にお知らせください。

- (3) 病院等に入院しなければならない場合には、退院後の在宅生活への円滑な移行を支援等するため、早期に病院等と情報共有や連携をする必要がありますので、病院等には担当する介護支援専門員の名前や連絡先を伝えてください。

6 虐待の防止について

- (1) 事業者は、利用者等の人権の擁護・虐待の防止等のために、次に掲げるとおり必要な措置を講じます。
 - ① 虐待防止のための指針の整備
 - ② 従業者に対する虐待防止を啓発・普及するための研修を実施します。
- (2) 事業所は、指定居宅介護支援の提供中に、従業者又は擁護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待をうけたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに市町村等へ通報するものとします。

7 事故発生時の対応方法について

利用者に対する指定居宅介護支援の提供により事故が発生した場合は、市町村、利用者の家族に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。

また、利用者に対する指定居宅介護支援の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行います。

8 BCP（業務継続計画）の策定等

- (1) 当事業所は感染症や非常災害の発生時において、業務を継続的に実施、及び非常時の体制で早期の事業再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、必要な措置を講じます。
- (2) 当事業所は、必要な研修及び訓練を定期的実施するものとします。

9 ハラスメント対策

当事業所は介護現場で働く介護支援専門員の安全確保と安心して働き続けられる労働環境が築けられるようハラスメントの防止に向け取り組みます。

- (1) 従業員に対し、ハラスメントに対する基本的な考え方について研修等を実施します。
- (2) ハラスメントと判断された場合には行為者に対し、関係機関への連絡、相談、環境改善に対する必要な措置、利用契約の解約等の措置を講じます。

10 サービス提供に関する相談、苦情について

(1) 苦情処理の体制及び手順

提供した指定居宅介護支援に係る利用者及びその家族からの相談及び苦情を受け付けるための窓口を設置します。（下表に記す【事業者の窓口】のとおり）

(2) 苦情申立の窓口

【当事業者の窓口】 担当 福島 正枝	電話番号 0265-95-1963
箕輪町 福祉課	電話番号 0265-79-3162
辰野町 保険福祉課	電話番号 0266-41-1111
長野県国民健康保険団体連合会	電話番号 026-238-1580